

# 兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第19号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 規 則

ページ

- 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（産業政策課）…………… 1

## 公布された法令のあらまし

### ◎産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第24号）

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正により、指定拠点地区に都市再生高度業務地区及び工場跡地等再生促進地区が追加され、これらの地区において行われる一定の事業については事業税及び不動産取得税の不均一課税を受けられるものとするに伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第24号

#### 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「該当するもの」の右に「(以下「風俗営業等」という。)」を、「行うもの」の右に「(以下「国実施事業等」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

7 条例第2条第7号に規定する規則で定める土地は、建築物が存する土地であって、当該建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が指定容積率（都市再生高度業務地区に係る都市計画において定められた建築物の容積率をいう。以下同じ。）の2分の1以下であるもの又は駐車場の用に供されている土地とする。

8 条例第2条第7号に規定する事業は、市街地における低未利用地において新築され、又は建替えされた次に掲げる要件のいずれにも該当する建築物において、当該建築物の床面積の3,000平方メートル以上の部分を専用して実施する事業（風俗営業等、国実施事業等その他都市再生高度業務地区において集積を図ることが適切でないものとして知事が別に定めるものを除く。）とする。

(1) 建築物の容積率が10分の60以上であること。

(2) 指定容積率の10分の9以上の容積率を有する建築物であること。

9 条例第2条第8号に規定する事業は、工場跡地等内の建築物において実施する事業（風俗営業等、国実施事業等その他工場跡地等再生促進地区において集積を図ることが適切でないものとして知事が別に定めるものを除く。）とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(事業税の課税標準)

第5条の2 条例第6条の2第1項の規則で定めるところにより計算した額は、次に定める算式によって計算した額とする。

県が当該法人に対して課する事業税の各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入額

当該法人が行う高度業務事業に従事する従業者の数  
-----  
当該法人が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 前項の従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで及び第10項に規定する事業税の分割基準の例による。

第6条中「施設は、」の右に「新産業創造事業、特定事業及び産業活力再生事業にあつては」を加え、「施設及び」を「施設とし、構造改革特別事業にあつては」に、「施設と」を「施設とし、再活性化事業にあつては再活性化事業に係る施設（従前工場跡地等内の建築物において事業を実施していた者が当該事業と同一の日本標準産業分類の細分類に属する事業の用に供する施設を除く。）と」に改める。

第10条の見出し中「新規成長事業等に係る」を「事業税又は」に改め、同条第1項中「により条例」の右に「第6条の2第1項、」を加え、「第2条」を「第2条各項」に改め、同条第2項中「昭和35年兵庫県条例第63号」の右に「第36条第1項各号又は」を加え、「新規成長事業等に係る」を「事業税不均一課税申請書（様式第1号）又は」に、「別記様式」を「様式第2号」に改める。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第3項中「附則第4項」の右に「又は第5項」を加え、「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「第7条」を「第6条の2」に改める。

別記様式中「新規成長事業等に係る」を削り、「又は構造改革特別事業」を「構造改革特別事業又は再活性化事業」に改め、同様式を様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号 (第10条関係)



法人事業税不均一課税申請書

年 月 日

兵庫県 県民局長 様

申請者 所在地 .....  
 法人名 .....  
 代表者 .....  
 の氏名 ..... ④  
 電 話 ( ) ..... 番

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例第11条の規定により、次のとおり法人事業税の不均一課税を申請します。

事業年度		年 月 日から			年 月 日まで				
新規成長事業用施設等の所在地					延床面積				m <sup>2</sup>
従業者数		(新規成長事業用施設等に係る従業者数) 人(ア)			(本県内に有する事業所等の従業者数) 人(イ)				
摘 要	課税標準額 A	(ア)/(イ) B	新規成長事業用施設等に係るものとして計算した額 C (A×B)	税率 D	不均一課税適用税率 E (D×3/4)	不均一課税を適用しない税額 F ((A-C)×D)	不均一課税の適用のある税額 G (C×E)	税額 F+G	
	円		円			円	円	円	
所得割	年 万円以下の金額								
	年 万円を超え年 万円以下の金額								
	年 万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額								
	計								
付加価値割									
資本割									
収入割									
事業税額計									
既納付税額									
差引納付税額									

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。